

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月24日 午前 9時00分から 令和 7年10月 1日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月 7日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月22日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 8日 午前10時00分から 令和 7年10月10日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14,050,000 11,240,000	一括	2,810,000	50,708	13,981
1	4,000,000				
2	10,050,000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 |
| | 地 番 | 5 5 8 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 7 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 5 5 8 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 5 8 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 0 . 6 3 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル
3 階 1 7 . 3 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 7月24日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 |
| | 地 番 | 5 5 8 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 7 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 5 5 8 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 5 8 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 0 . 6 3 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル
3 階 1 7 . 3 9 平方メートル |



令和7年（ケ）第56号
令和7年5月16日受理
令和7年6月12日提出
（評価人 大和田公一）

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林 崎 雄 彦 (印)

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 |
| | 地 番 | 5 5 8 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 57.91 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 5 5 8 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 5 8 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 30.63 平方メートル
2 階 42.23 平方メートル
3 階 17.39 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都西東京市富士町六丁目4-1		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	1 本件建物に居住している。 2 後日、立ち入り調査することは了解した。 (令和7年5月16日面接聴取) 3 建築関係の仕事をしているので、本件建物の外装に手を入れようかと考えていた。ただし、建物の機能としての不具合はない。 (令和7年6月9日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

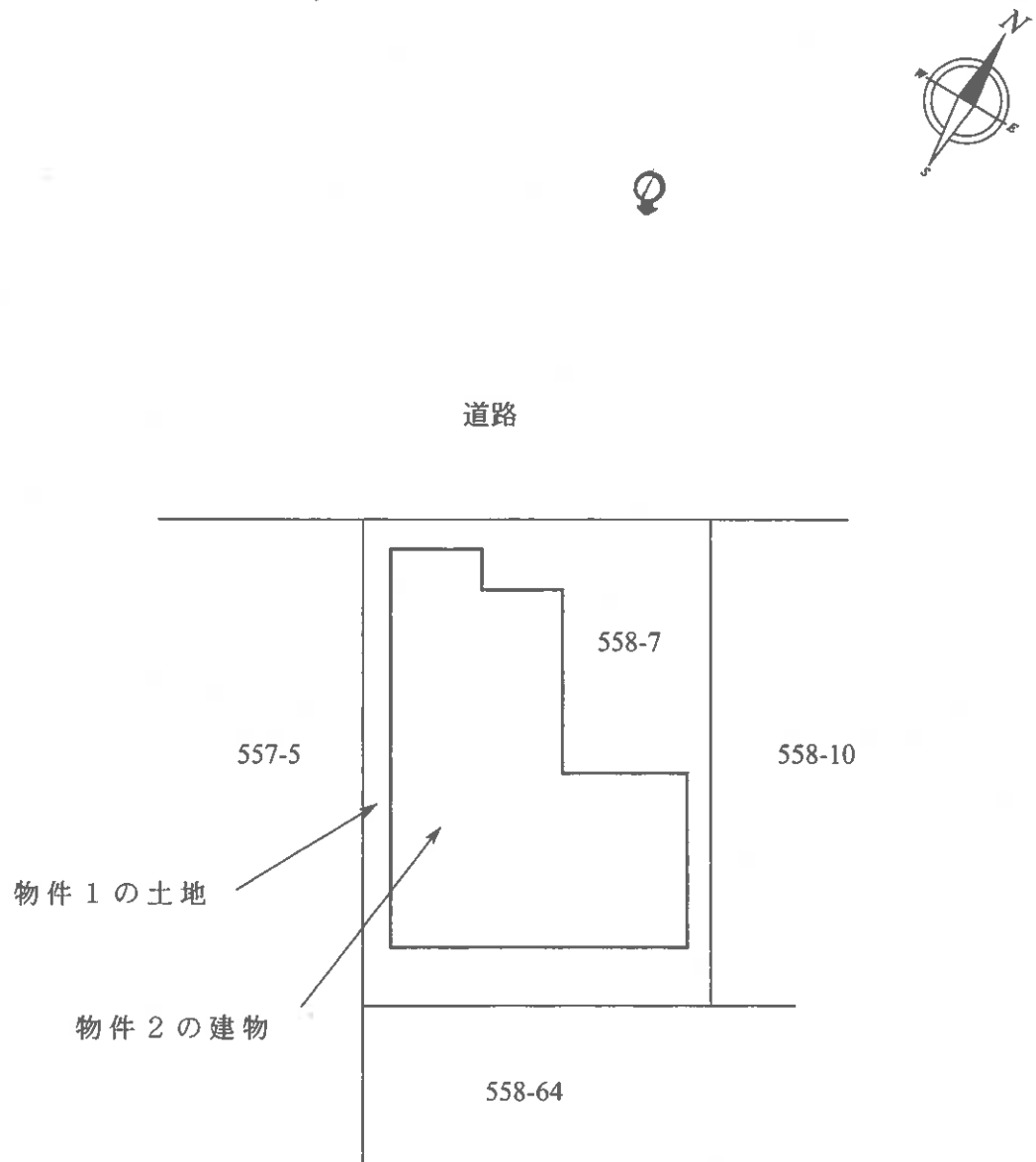
執行官の意見

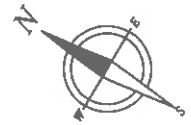
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
 - (1) 郵便受け付近に、所有者の氏名が表示された表札が存在した。
 - (2) ライフライン照会の結果、同人名義で水道供給契約がある旨の回答があった。
- 3 本件建物2階部分の上に、小屋裏収納が存在した。

以上

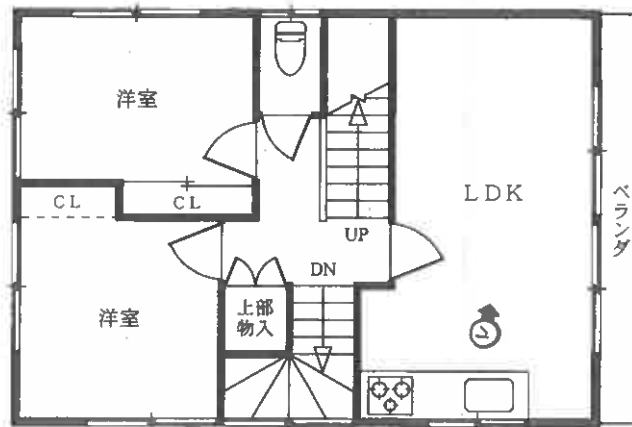
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 5 月 16 日 : - :	当庁	ライフライン照会書郵送
令和 7 年 5 月 16 日 12:00-12:10	物件所在地	物件特定, 物件概況調査, 外観写真撮影, 関係人から陳述聴取, 臨場日時通知書手交
令和 7 年 6 月 9 日 8:45-9:00	物件所在地	物件調査, 立入(全室)調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 評価人同行, 関係人から陳述聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 7 年 6 月 9 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

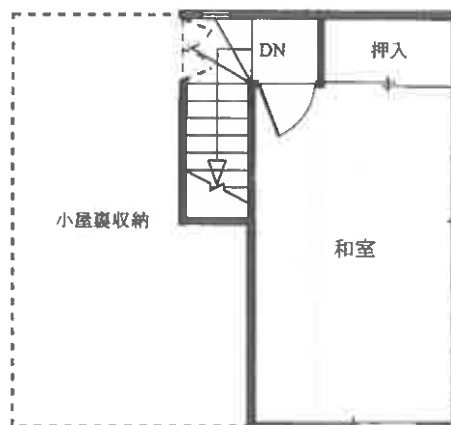




1 階



2 階



3 階

←○写真撮影位置と方向

1



2



3



(8 枚目)

令和7年（ケ）第56号
令和7年6月9日現地調査
令和7年7月4日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,050,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 4,000,000円
物件2（建物）	金 10,050,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 |
| | 地 番 | 5 5 8 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 7 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西東京市富士町六丁目 5 5 8 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 5 8 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 3 0 . 6 3 平方メートル
2階 4 2 . 2 3 平方メートル
3階 1 7 . 3 9 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	西武新宿線「東伏見」駅の北西方約750m（道路距離、以下同じ）、徒歩約10分、同線「西武柳沢」駅の北東方約750m、徒歩約10分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、中小規模の戸建住宅、アパート等が建ち並ぶ住宅地域である。小・中学校、コンビニエンスストア、スーパーストア、郵便局、病院、図書館、公園等の便益施設は徒歩圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 第2種高度地区、日影規制(一) 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 ※ 物件1土地が存する地区については、地区整備計画は定められていない。 宅地造成等工事規制区域 東京都景観条例（一般地域）
画 地 の 状 況	地 積 地積の留意点 形 状 間口・奥行 地 勢 そ の 他	57.91㎡ （登記地積） 法務局で調査したところ、地積測量図は見当たらなかった。したがって、正確な境界の位置や越境の有無、地積の確認が困難である。 登記地積は、建築確認における敷地面積57.95㎡に近似しているが、正確な地積や境界は専門家による測量を実施しなければ分からないため留意を要する。 ほぼ長方形 間口約6m・奥行約9m ほぼ平坦。なお、南側隣接地からは約50cmほど低く位置する。 敷地北東側の建物1階部分にビルトインの駐車スペースがあるが、現状は大量の建築資材や荷物置場として利用されている。
接面道路の状況等	北西側で幅員約4.5mの舗装都道※（建築基準法第42条1項1号）に、ほぼ等高に接面する中間画地。	
土 地 の 利 用 状 況 等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり ※特記事項①参照 あり あり
土地の履歴等	昭和53年版、平成5年版の住宅地図によると、物件1土地には、アパートとみられる従前建物が記載されている。それ以前については、国土地理院の昭和22年、昭和38年の航空写真では、農家住宅（屋敷）と推定される建物が存しており、物件1土地はその一角に位置する。 閉鎖登記簿による地歴調査では、物件1土地が分筆される以前の元番の土地（地番558番1）は、過去に株式会社宮崎放送が所有し、工場財団に組み込まれていた時期があるが、過去の住宅地図によると、同社の社宅が存していた模様である。	
特記事項	① 上水道の引込み管は、物件1土地の東側に存する住宅（計3棟）との連合栓（共用管）である。 引込み管の実際の状態については、掘削工事を行わなければ分からないが、今後、本件土地の上水道を本管から直接引き込むなど、共用管の切り替え工事を行う場合やその他で、上記住宅の地権者との協議が必要となる可能性もあるため留意を要する。 ② 「西東京市浸水ハザードマップ」によると、物件1土地が接面する都道沿いの一部が浸水想定区域に指定されている。実際の浸水履歴については、西東京市に記録が残る平成11年8月以降、同市への報告はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成8年3月6日新築 約29年 経済的残存耐用年数を既に経過していると判定。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造3階建 スレート葺 サイディング等 クロス貼り等 クロス貼り等 フローリング、畳等 台所、浴室、洗面台、トイレ(2)等 ※ 設備の動作確認は行っていない。 2階南側にベランダがある。
床面積（現況）	1階 30.63 m ² 2階 42.23 m ² 3階 17.39 m ² 延べ 90.25 m ²	※ 建物価格には含まれるが、上記の床面積に含まれていない小屋裏収納が 存する。（再調達原価の査定で考慮する）
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK 〔1階〕 洋室(1)、洗面室、浴室、トイレ等 〔2階〕 LDK、洋室(2)、トイレ等 〔3階〕 和室(1)等 ※ 小屋裏収納の出入口は、2階と3階の間の階段横にあ る。
品 等	中位の下	
保守管理の状況	劣る ※特記事項に留意を要する。	
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を居宅として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項

- ① 物件2建物については、確認済証の交付記録はあるが、検査済証の交付記録はなく、建物の遵法性は確認できなかった。

現況の床面積は、建築確認における建築面積、延べ面積より大きく、建築面積については法令上認められる建蔽率を上回っている。したがって、再建築に際しては、同規模の建物は建築できない。

また、小屋裏収納は、屋根の勾配を利用しているが、最高部の高さが約1.8mで、建築基準法的小屋裏物置等の要件の一つである1.4m以下を満たしていない。したがって、本件小屋裏収納は、床面積に含まれる可能性があり、専門家により床面積に含まれると判断された場合には、容積率についてもオーバーする可能性があるほか、固定資産税等にも影響する可能性があるため、留意を要する。

- ② 建物外部は、屋根の色褪せ、外壁の汚れ・劣化等が認められ、建物全体に経年による老朽化が生じている。

建物所有者の陳述によると、外装に手を入れようかと考えていたところであるが、建物の不具合は特にないとのこと。

- ③ 1階北東側の駐車スペースは、波板により囲いが設けられ、内側には鉄骨で組まれた棚が存し、建築資材や荷物置き場として利用されている。

建築資材には、塗料等の一斗缶が含まれるが、大量に詰め込まれていることから塗料の種類等の詳細を確認できず、有害物質を含む製品が存するか否かが分からない。また、これらが残置された場合の処分費用・手間等のリスクがあるため留意を要する。

- ④ 室内は、クロスの汚れ、フローリングの汚れ・色褪せ、畳の染みや床の軋み、水廻りの汚れ等が認められた。ガス台付近については特に汚れが顕著であった。

なお、家財道具や私物等が存するため、床面や内装の状態を具体的に確認できない箇所があり、買受後に不測の費用負担が生じる可能性もあるため留意を要する。

- ⑤ 物件2建物は、建築年からすると、建材にアスベストが使用されている可能性を否定することができないが、アスベストの有無については、専門調査会社による調査を行わなければ詳細は分からないため留意を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	340,000円/㎡	× 0.99	× 57.91㎡	× 0.90	≒ 17,540,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 （西東京－23） 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 323,000\text{円/㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times \frac{100}{101} & \times \frac{100}{96} & = & 340,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北東) +1% 公示地の標準化補正を考慮(北方位を基準)。

地 域 格 差：公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・方位(北西) +1%
 - ・南側隣接地との高低差 -1%
 - ・上水道引込み管が共用管である -1%
- 相乗積 (1.01 × 0.99 × 0.99 ≒ 0.99)

個別格差率 0.99

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の適応状態を考慮した結果、-10%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	210,000円/㎡	× 90.25㎡	× 0.05	= 950,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：建築後約29年が経過した建物であり、建物の現況（建物内外部の劣化・老朽化等が多数認められる）、保守管理の状況等の物理的要因による減価、間取りの種類、設備の旧式化・陳腐化等の機能的要因による減価、建物の遵法性が確認できない築年数の古い中古建物の市場性等の経済的要因による減価を勘案した結果、取引市場においては既に経済的残存耐用年数を経過しているものと判定される。よって、残価率相当である5%をもって建物の現価率と判定した。

・経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。

残価率	5%
経過年数	約29年
経済的残存耐用年数	—
観察減価率	—

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	17,540,000円	× 0.7	法定地上権	= 12,280,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記 1. ①. オ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	17,540,000円	－ 12,280,000円		× 0.95	× 0.80	= 4,000,000円
2	950,000円	＋ 12,280,000円	× 1.0	× 0.95	× 0.80	= 10,050,000円
一括価格（合計）						14,050,000円

ア 基礎となる価格 : 前記 1

イ 土地利用権等価格 : 上記 2. ①. ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 駐車スペースにある建築資材（塗料等）について詳細が不明である点、これらが残置された場合の処分費用と手間等のリスク、その他のリスクを総合的に検討した結果、土地建物一体として市場性の減退が生じると判定し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

【 公示地 （ 西東京－23 ） 】

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 ・ 地 番 「 住 居 表 示 」	西東京市富士町6丁目560番10 「富士町6－4－13」
1 m ² 当たりの 価 格	323,000円/m ²
地 積	208m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	北東4m市道
交通施設との接近状況	「東伏見」駅 510m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(50, 100)、準防火地域
周辺土地の利用の現況	一般住宅のほかにアパートが見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図

対象不動産

公示地-23

最寄り駅

最寄り駅

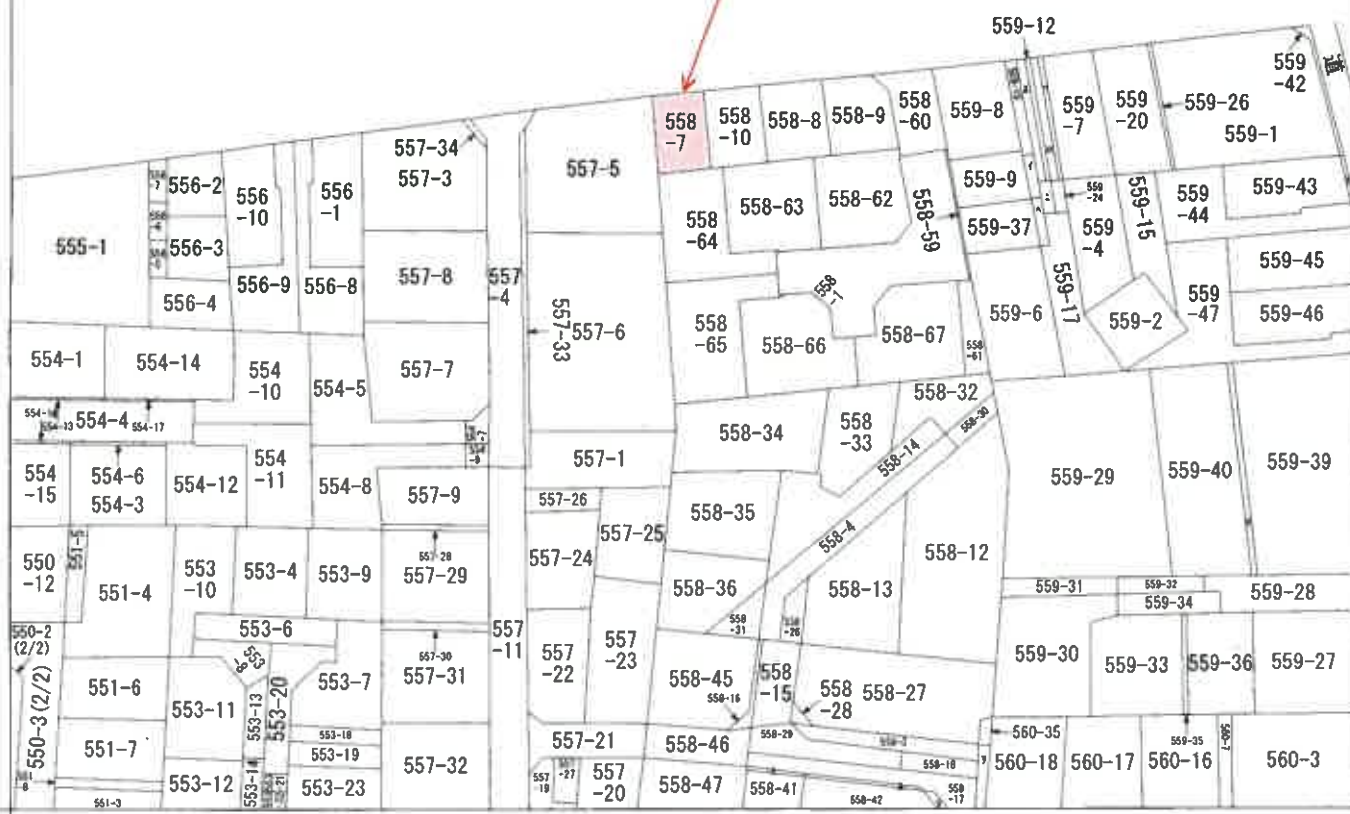
縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図 より 複製

公 図 写



物件1土地



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
富士町6丁目

請求部	所在	西東京市富士町六丁目			地番	558番7		
出力縮	1/600	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月4日
東京法務局田無出張所
登記官

A 3 を A 4 に縮小

請求番号：3-1

(1/1)

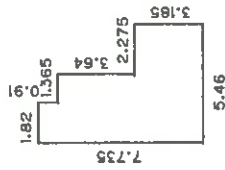
登記年月日：平成8年3月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月4日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

各階平面図

1階平面図

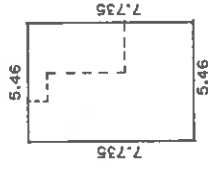


求積の方法

$$\begin{aligned} 0.91 \times 1.82 &= 1.6562 \\ 3.64 \times 3.185 &= 11.5934 \\ 3.185 \times 5.46 &= 17.3901 \\ &30.6397 \end{aligned}$$

1 階床面積 30.63 M^2

2階平面図

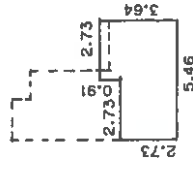


求積の方法

$$7.735 \times 5.46 = 42.2331$$

2 階床面積 42.23 M^2

3階平面図



求積の方法

$$\begin{aligned} 0.91 \times 2.73 &= 2.4843 \\ 2.73 \times 5.46 &= 14.9058 \\ &17.3901 \end{aligned}$$

3 階床面積 17.39 M^2

距離単位メートル

5034363

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会用紙)

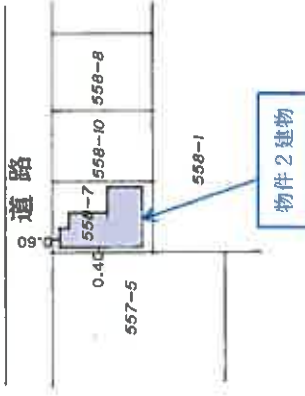
H8 3.18

建物図面

家屋番号 558-7

建物の所在 東京都渋谷区富士町六丁目558-7

建物図面



距離単位メートル